

平成23年7月12日（火）

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

記者発表資料

効率的な維持管理をひき続き試行します！

～維持管理効率化戦略～

横浜国道事務所では、これまでも路面維持、清掃、除草、剪定等の国道の維持管理について、地域の状況を踏まえ、効率的・効果的な道路維持管理に努めて参りましたが、平成22年度より、国道の維持管理について、更なる効率的・効果的な管理手法を検討して参りました。

平成23年度も、昨年に引き続き効率的な維持管理を試行しますのでお知らせします。

今後ともより適切な維持管理となるよう、皆様からの意見・要望を踏まえ、様々な取り組みを試行していく予定でありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

<維持管理の試行にあたっての基本的な考え方>

1. 安全性の確保
2. 必要な道路機能の確保
3. コスト縮減
4. 地域性の配慮
5. 説明責任の向上

<取り組み内容>

- 除草・・・ ◆除草範囲の工夫（部分刈り等） ※
◆実施予定時期のお知らせ ※
※H23年度は試行範囲を拡大します。



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ
神奈川県政記者クラブ
横浜市政記者会

神奈川建設記者会
横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL 045-311-2981（代表）
副 所 長 瀧浪 慎一（たきなみ しんいち） 内線205
管理第二課長 金子 文夫（かねこ ふみお） 内線441

【取組内容】 除草範囲の工夫〈部分刈り等〉

参考資料①

1) 目的

効率的に除草を実施するため、法面や中央分離帯等において、繁茂状況を確認した上で、通行車両からの視認性確保のための最小範囲を対象に、除草を実施します。
(約1mの部分刈り)

2) 実施箇所 横浜国道管内の全路線で箇所を選定して実施予定。

※H22年度は川崎市・横浜市内の国道1号、15号、246号等で実施

従来



全面刈り

(国道1号 上矢部町付近)

平成22年度の実施と平成23年度の予定



平成22年6月 (施工前)



平成22年6月 (施工後)
〈部分刈りを実施〉

○平成22年度の実施

- ・原則年1回、部分刈りを実施
(夏頃に除草(部分刈り)を実施しても、冬前には雑草が繁茂し、歩行者や車両の通行の妨げになる箇所が発生したため、応急的に除草を実施)



○平成23年度の試行内容

- ・H23年度も部分刈りを引き続き継続
- ・部分刈りの試行範囲を横浜国道管内の全路線で箇所を選定して実施予定
- ・雑草の繁茂状況を確認した上で、通行の支障となる箇所を夏期及び冬期に計画的に除草予定

【取組内容】 実施予定時期のお知らせ

参考資料②

1) 目的

除草の予定時期に関する問い合わせが多い地域を対象に、地域住民や道路利用者に対して、除草の予定時期を看板に記載し、お知らせします。

2) 看板の設置場所

川崎市・横浜市内の国道1号、15号に32枚を設置済。
今後、川崎市・横浜市内の国道16号、246号等に設置予定。
※平成22年度は、川崎市・横浜市内の国道1号、15号に設置



▼国道1号 歩道部 (横浜市戸塚区)

(参考) 国道の除草について

1) 目的

雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、建築限界内の通行の安全確保ができない場合や運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合に、除草を実施。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、6～10月頃を目安に実施。



除草 (中央分離帯)



除草 (環境施設帯)